

## I 点検結果の概況

### 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

#### ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）第3条第7号及び第8号）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとしてされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I-4-キ）。

#### イ 事後評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策については、基本計画（評価法第6条の規定に基づき各府省が定める基本計画をいう。）において必ず事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I-5-カ）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとしてされている（基本方針I-5-カ）。

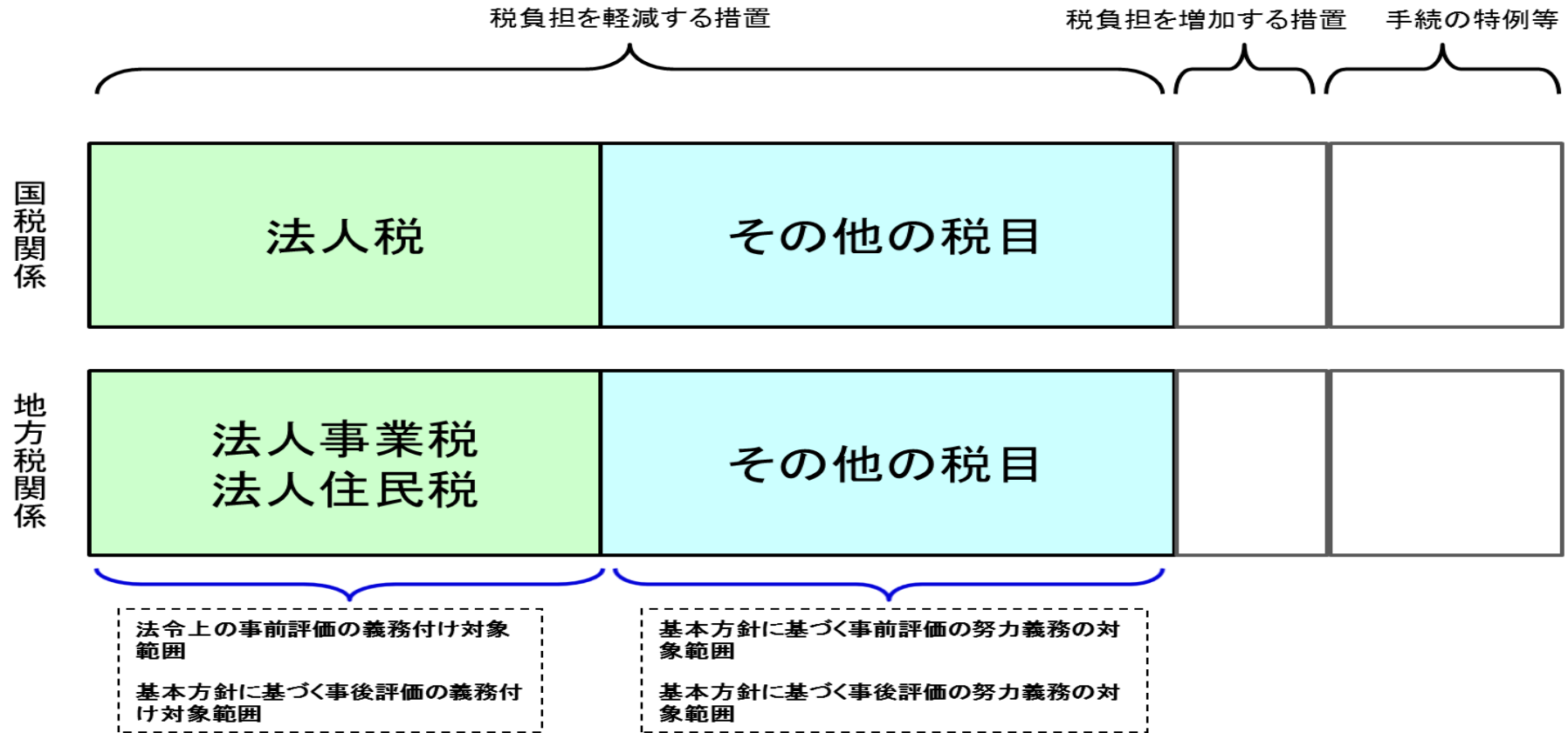
(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各府省は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各府省における検討作業や政府における税制改正作業に有益な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII-6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作

業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

### (1) 点検の対象

平成26年度の税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は、12府省（内閣府、金融庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

の計224件であり、これら全てを点検の対象とした。

このうち、義務付けとなっている法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は185件、義務付け対象外となっている政策評価の評価書は39件であった（経済産業省23件、復興庁5件、内閣府4件、国土交通省4件、厚生労働省3件）。

評価書の点検実施件数の内訳は、図表2及び図表3のとおりである。

図表2 租税特別措置等に係る政策評価の区分別の点検実施件数

府省名	事前評価					事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計		
内閣府	14	7	4	1	26	0	26
金融庁	1	2	5	0	8	1	9
復興庁	0	1	4	0	5	0	5
総務省	2	1	4	3	10	0	10
財務省	0	0	3	0	3	0	3
文部科学省	6	0	0	2	8	0	8
厚生労働省	8	1	3	6	18	1	19
農林水産省	2	1	8	6	17	0	17
経済産業省	19	13	13	6	51	0	51
国土交通省	18	3	16	3	40	23	63
環境省	6	0	1	2	9	2	11
防衛省	0	0	1	0	1	1	2
合計	76	29	62	29	196	28	224

(注) 「拡充・延長」の区分は、一つの評価書において拡充及び延長の内容の要望が含まれているものである。

図表3 義務付け対象かどうかの分類による点検実施件数

府省名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	22	4	26	0	0	0	22	4	26
金融庁	8	0	8	1	0	1	9	0	9
復興庁	0	5	5	0	0	0	0	5	5
総務省	10	0	10	0	0	0	10	0	10
財務省	3	0	3	0	0	0	3	0	3
文部科学省	8	0	8	0	0	0	8	0	8
厚生労働省	15	3	18	1	0	1	16	3	19
農林水産省	17	0	17	0	0	0	17	0	17
経済産業省	28	23	51	0	0	0	28	23	51
国土交通省	36	4	40	23	0	23	59	4	63
環境省	9	0	9	2	0	2	11	0	11
防衛省	1	0	1	1	0	1	2	0	2
合計	157	39	196	28	0	28	185	39	224

## (2) 点検の観点

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から主要な要素を点検項目（図表4参照）として設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等の政策手段と比した「相当性」について、分析・説明の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、分析・説明が不十分な項目については課題を指摘した。

なお、今年度の評価の実施に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、政策税制の政策評価について租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図ることとされ、ガイドラインにおいても、評価において租特透明化法及び地方税法(平成25年法律第226号)に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析することが位置付けられた。これらを踏まえ、「有効性」の分析・説明において、当該情報が用いられているかについて点検を実施した。

## (3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不明確な点については、点検過程において、各府省に補足説明を求め、当該補足説明を踏まえて点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、税制改正作業への有益な情報提供、国民への説明責任の向上のため、「課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明」として点検結果に添付した。

## (4) 点検結果

評価書224件の点検結果は、図表5及び図表6のとおりである。各府省の評価書では、分析・説明の内容が一定水準に達しているものは4件であった。各府省からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達しているものの総数は44件であった。評価書の大半(224件中180件)は、「有効性」の分析・説明が不十分であった。

図表4 点検項目

点検項目	事前評価		事後 評価
	新設	拡充等	
<b>租税特別措置等の合理性</b>			
①政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。	○	○	○
②所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標）が既に達成されていないかが説明されているか。	—	○	○
<b>租税特別措置等の有効性</b>			
③達成目標及び当該目標に係る測定指標が設定されているか。	○	○	○
④過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑤過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	—	○	○
⑥将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑦過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑧将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑨過去の実績について、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。	—	○	○
⑩将来推計として、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。	○	○	—
⑪過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	—	○	○
⑫将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	○	○	—
<b>租税特別措置等の相当性</b>			
⑬政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。	○	○	○
⑭同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。	○	○	○

(注) 事前評価(新設)、事前評価(拡充等)、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。

図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（補足説明を踏まえたもの）

府省名	分析・説明の内容が一定水準に達しているもの	分析・説明の内容が不十分なもの			合計	
		うち合理性	うち有効性	うち相当性		
内閣府	0 (0)	26 (26)	0 (9)	26 (26)	3 (19)	26
金融庁	0 (0)	9 (9)	2 (8)	9 (9)	1 (6)	9
復興庁	1 (0)	4 (5)	1 (4)	4 (5)	2 (5)	5
総務省	3 (0)	7 (10)	0 (3)	7 (10)	1 (5)	10
財務省	1 (1)	2 (2)	0 (2)	2 (2)	0 (0)	3
文部科学省	3 (0)	5 (8)	0 (2)	5 (8)	0 (6)	8
厚生労働省	4 (0)	15 (19)	4 (14)	15 (19)	3 (13)	19
農林水産省	8 (1)	9 (16)	2 (5)	9 (16)	0 (4)	17
経済産業省	13 (0)	38 (51)	5 (29)	38 (51)	7 (28)	51
国土交通省	6 (0)	57 (63)	11 (44)	57 (63)	6 (24)	63
環境省	3 (0)	8 (11)	4 (8)	8 (11)	4 (8)	11
防衛省	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2
合計	44 (4)	180 (220)	29 (128)	180 (220)	27 (118)	224

(注) 1 ( )内は、当初の評価書に対する点検結果。

2 事項要求に係る評価で、詳細が記述されておらず、一定水準に達しているか否か判断できないものについては、分析・説明の内容が不十分なものとして分類。

3 分析・説明の内容が不十分なものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上したため、合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」なものの件数に一致しない。

図表6 義務付け対象・義務付け対象外ごとの点検結果

府省名	義務付け対象						義務付け対象外					
	分析・説明 の内容が 一定水準 に達して いるもの	分析・説明の内容が不十分なもの				合 計	分析・説明 の内容が 一定水準 に達して いるもの	分析・説明の内容が不十分なもの				合 計
		うち 合理性	うち 有効性	うち 相当性				うち 合理性	うち 有効性	うち 相当性		
内閣府	0	22	0	22	2	22	0	4	0	4	1	4
金融庁	0	9	2	9	1	9	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	1	4	1	4	2	5
総務省	3	7	0	7	1	10	0	0	0	0	0	0
財務省	1	2	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0
文部科学省	3	5	0	5	0	8	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	3	13	4	13	2	16	1	2	0	2	1	3
農林水産省	8	9	2	9	0	17	0	0	0	0	0	0
経済産業省	5	23	3	23	2	28	8	15	2	15	5	23
国土交通省	6	53	11	53	5	59	0	4	0	4	1	4
環境省	3	8	4	8	4	11	0	0	0	0	0	0
防衛省	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
合 計	34	151	26	151	17	185	10	29	3	29	10	39

(注) 分析・説明の内容が不十分なものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上したため、合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」の件数に一致しない。



また、「合理性」、「有効性」及び「相当性」の分析・説明の内容について、不十分なものの組合せは、図表7のとおりであり、「合理性」、「有効性」及び「相当性」の全てについて分析・説明の内容が不十分な評価が8件みられた。

図表7 分析・説明の内容が不十分なものの組合せ

府省名	合理性 有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 有効性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性のみ 分析・説明の 内容が不十分	有効性のみ 分析・説明の 内容が不十分	相当性のみ 分析・説明の 内容が不十分
内閣府	0	0	0	3	0	23	0
金融庁	0	2	0	1	0	6	0
復興庁	1	0	0	1	0	2	0
総務省	0	0	0	1	0	6	0
財務省	0	0	0	0	0	2	0
文部科学省	0	0	0	0	0	5	0
厚生労働省	1	3	0	2	0	9	0
農林水産省	0	2	0	0	0	7	0
経済産業省	1	4	0	6	0	27	0
国土交通省	1	10	0	5	0	41	0
環境省	4	0	0	0	0	4	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	21	0	19	0	132	0

(5) 課題を指摘した主な事項

ア 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<費用対効果の説明が不十分>

費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であるが、大半の評価書では、この分析・説明が不十分である。

例1 費用対効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明している。

例2 費用対効果は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明している。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。

<適用実態・見込みの説明が不十分>

租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分である。

租税特別措置等が適用され得る対象の所期の想定数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分である。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報が分析された上で把握・予測されていない。

イ 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

<政策目的の根拠が不明>

租税特別措置等によって実現する政策目的が優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）について明らかにされていない。

<租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

租税特別措置等で達成しようとした当初の目標が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

ウ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

<他の政策手段と比較した説明が不十分>

租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

<他の政策手段との役割分担の説明が不十分>

補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

### 3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題

租税特別措置等に係る政策評価は、今年度で4年目を迎えた。初年度（平成22年度）は、全ての評価書について「合理性」、「有効性」又は「相当性」のいずれかの分析・説明に不十分な点があった。2年目以降は、点検過程において各府省から評価書の補足説明を求めており、これを踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は、2年目は16件、3年目は33件、今年度は44件となっている。なお、今年度の分析・説明の内容が一定水準に達した評価書44件のうち、当初の評価書で分析・説明の内容が一定水準に達していたものは4件あった。

それぞれの項目に着目すると、「有効性」については、いまだ多くの評価書において、特に費用対効果に関する分析・説明の内容に不十分な点があった。これについては、点検過程においてなされた補足説明により一定程度改善されたものの、費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であることから、今後も、分析・説明の内容の更なる充実を図ることが必要である。また、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報の活用状況については、全体としてガイドラインの趣旨を踏まえた取組が行われたが、今年度の評価において活用が可能であったのは平成23年度の情報のみであったため活用に至らなかった事例も一部にみられた。今後は、更なる情報の蓄積が見込まれることから、「有効性」の分析において当該情報を活用することが一層求められる。

「合理性」及び「相当性」については、提出された評価書における分析・説明が不十分なものが多くあったが、点検過程においてなされた補足説明により、相当数が改善されたところである。

このように、各府省からの補足説明によって、相当数の課題が改善されているところであるが、補足説明の内容は、本来あらかじめ評価書に盛り込まれるべきものである。また、過去に点検を実施した評価書で延長等のため今年度改めて提出されたものの中に、過去の点検においてなされた補足説明の内容が盛り込まれていなかったため過去の点検時と同様の課題を指摘したものがみられたが、評価を行う際には、過去の点検においてなされた補足説明の内容は、必要に応じて評価書に盛り込むべきである。このような点を踏まえ、政府全体として評価書に記載する内容の一層の充実を図る取組が必要である。

また、今後は、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘しているものについて、各府省が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達しているものについても、必要に応じた更なる分析・説明に努めることが期待される。